

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>（登録手数料の額） 第二百五十六条 「略」 「項を削る。」</p>	<p>（登録手数料の額） 第二百五十六条 「同上」 2 令第十七条の十五第二項ただし書の規定により、現金をもって手数料を納付するときは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第六十四条第一項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録の申請により得られた納付情報により行うものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	